

入農第144号

令和5年10月31日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

入善町長 笹島 春人

市町村名 (市町村コード)	入善町 (16342)
地域名 (地域内農業集落名)	小摺戸地区 (小摺戸1区・小摺戸2区・小摺戸3区・小摺戸4区・小摺戸5区・小摺戸6区・小摺戸7区・小摺戸8区・小摺戸9区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年10月24日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区では全体的に集積は進んでいるが、集落や担い手によっては圃場が点在している場所もあるため、効率的な耕作が可能となる仕組みを整える必要がある。また、担い手の高齢化に伴い次世代の担い手の確保・育成に努めなければならない。

【地域の基礎データ】

認定農業者 : 15人

主な作物 : 水稻・大豆

(2) 地域における農業の将来の在り方

認定農業者等の担い手が水稻、大豆を中心とした作付けを行い、集積・集約化を図る。また、複合経営及び6次産業化に取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	355.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	355.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

全ての農地を耕作することを基本とし、非農地、保全管理等の区分は行わない。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸し借りにおいて、段階的に農地中間管理機構を活用する方法に移行し、農業者の経営状況に応じて農地集積を図る。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地の大区画化等の基盤整備事業を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内の農業者で農地を管理することを基本とし、委託することにより効率化が期待できる作業に関しては委託することを検討し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】